

事業種目	補助対象経費	事業実施主体	補助金の額	採択基準
<p>三戸町農業レベルアップ事業</p> <p>(1) 高品質化事業</p> <p>(2) 高付加価値化事業</p> <p>(3) 生産コスト低減事業</p> <p>(4) 出荷流通コスト低減事業</p> <p>(5) 新規作物導入事業</p> <p>(6) 販売力強化事業</p> <p>(7) その他町長が認める事業</p>	<p>農業所得の向上のために行う事業に要する経費とする。ただし、次の経費は補助対象経費から除外する。</p> <p>(1) 事業実施のために雇用した者を除く人件費</p> <p>(2) 事業実施主体の維持管理運営費</p> <p>(3) 土地の取得、造成に要した経費</p> <p>(4) 事業実施に直接関わらない食糧費</p> <p>(5) 公益上必要が認められない経費</p>	<p>農協等</p>	<p>補助対象経費の1/3に相当する額以内の額とし、補助金の上限は100千円とする。</p>	<p>事業の採択要件は次のとおりとする。</p> <p>(1) 国、県等の補助事業に該当しない事業であること。</p> <p>(2) 施設、機械、設備等の有する能力が利用面積に対して適切な規模であること。</p> <p>(3) 事業実施後3年以内に農業所得の向上が見込まれること。</p>